

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-000836	kino hana	20 26	Z (拒絶)	商標法4条1項8号

<審決要旨>

(1) 本件商標は、俳優・演出家である「木野花」をローマ字書きしてなり、かつ同人の承諾を得ていないから、商標法第4条第1項第8号に該当する。

(2) 俳優・演出家の「木野花」は、1974年に東京演劇アンサンブル養成所時代の仲間5人と、女性だけの劇団「青い鳥」を結成し、翌年には旗揚げ公演を行い、1980年代の小劇場ブームの先駆者的存在となつた。

(3) その後、テレビドラマでは、NHKの連続テレビ小説「純情きらり」(2006年)などに出演、その他映画、舞台、テレビ番組、ラジオやCMにも長年にわたって数多く出演し、本願商標の登録出願時はもとより、現在においても同人を指し示す著名な芸名として一般に受け入れられているものと認められ、「Kino hana」のローマ字表記も同人を指し示す著名な芸名として一般に受け入れられている。

(4) 以上によれば、本願商標は、その登録出願時及び現在も他人の著名な芸名を表示する商標であり、請求人は、「木野花」から本願商標の登録の承諾を得ていないから、商標法第4条第1項第8号により商標登録を受けることができない。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-014288	炭酸機能 タンサンキノウ	3 5	Z (拒絶)	商標法3条1項3号、4条1項16号

(1) 本願商標の構成中の「炭酸」の文字から、弱酸としての「炭酸」の意味を認識させる場合には、本願商標全体として、「炭酸のはたらき」程の意味合いを、また、「炭酸」の文字から、「炭酸水の略」の意味を認識させる場合には、本願商標全体として、「炭酸水のはたらき」程の意味合いを容易に理解させるものである。

(2) そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、「炭酸のはたらき」程の意味合いを認識する場合には、「炭酸の力（はたらき）を活用した商品」であるという商品の品質、機能を、また、「炭酸水のはたらき」程の意味合いを認識する場合には「炭酸水の力（はたらき）を活用した商品」であるという商品の品質、機能を表示したものと認識するにとどまり、自他商品の識別標識としては認識し得ないというのが相当である。

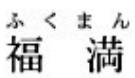
審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-001400	日本理学療法学会連合	41 42	Y (登録)	商標法4条1項11号 「日本理学療法学会」

<審決要旨>

(1) 本願商標は、全体として「日本における理学療法分野の学会連合（複数の学会が纏まった組織体）」との一連の意味合いを無理なく理解させるものといえる。そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握するとみるのが相当である。

(2) 一方、引用商標「日本理学療法学会」から生ずる「ニホンリガクリヨウホウガッカイ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得る。

(3) そうすると、両商標は、語尾の「連合」の文字部分の有無により、外観上、相紛れるおそれではなく、称呼においても、語尾の「レンゴウ」の音の有無により、構成音に明らかに聴別することができる。さらに、観念においては、互いに生じる観念が異なり相紛れるおそれはない。よって、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-013620		30	Y (登録)	商標法第4条第1項第11号 (1) 福満 (2)  福 滿

<審決要旨>

(1) 本願商標よりは、その構成文字に相応して「フクマン」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標1の「福満」、引用商標2の「ふくまん／福満」からは、「フクマン」の称呼を生じ、「福が満ちる」程の観念を生じるものである。

(3) そうすると、本願商標と引用商標1及び2とは、称呼において共通するとしても、外観及び観念において明確に区別できるものであるから、これらが与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれではなく、非類似の商標というものが相当である